

『中將法女比丘尼傳記』について

— 解説並びに翻刻 —

稲垣泰一

〔解説〕

—

架蔵の『中將法女比丘尼傳記』（無刊記、版本）一冊について、簡単な解説とともに、翻刻を付して紹介することとする。

まず書誌を記しておく。

江戸後期の無刊記版本一冊。半紙本。四つ目の和綴。縦二十二・四糎、横十五・一糎。表紙は原裝、灰色地の厚手の和紙。表・裏ともに蓮華、蓮茎、蓮葉の押し文様がある。外題は無し。表紙左脇上に題簽があったが、剝離。縦十八・〇糎、横三・八糎の貼付跡が残る。表紙見返しは、表・裏ともに本文共紙。本文は楮紙。袋綴。匡郭は単郭で、縦二十・一

糎、横十四・四糎。柱刻は中央に、「中將姫」、下段に丁数「一」〜「二十」と印刷。内題は一丁表冒頭に、「中將法女比丘尼傳記」とある。本文は平仮名、漢字交り文で、漢字には平仮名の振り仮名を施す。全二十丁。各半丁十三行。遊紙は前・後ともに無い。図版は全部で六箇所ある。最初の図版のみ右半丁（二丁裏）、左半丁（三丁表）の二面で、その他は各半丁一面である。彩色は無し。尾題は二十丁裏末尾に、『中將法女比丘尼傳記』とある。

表紙見返しに『説文字母集解』全六冊の宣伝文があり、「京師書肆 三条通柳馬場東角 尚書堂主人謹誌」と版元を印刷。また、裏表紙見返しには、『本朝俚諺』、『智恵鑑』、『四書集註』、『魏氏樂譜』、『玉堂先生琴譜』、『四季千字文』の宣伝を載せる。最後に、「京都書肆 三条通柳馬場東角 堺屋仁

兵衛 寺町通佛光^{〔4〕}下ル町 堺屋儀兵衛」と書肆名が印刷される。

なお、『増訂国書総目録』(岩波書店)によれば、

本書と同版の宝永元年(一七〇四)版本が早大、東大、東北大に蔵されている。

二

次に、本書の内容について記しておく。本書は奈良県葛城市の当麻寺に伝わる、国宝の綴織「当麻曼荼羅」(観経变相図)の制作に関わり、これを感得したと伝えられる中将姫(出家して法女比丘尼)の伝記読み物である。その梗概(粗筋と展開)を以下に掲げる。

- ① 人王四十七代大炊の帝(≡淳仁天皇)の御宇、藤原の朝臣、横佩の右大臣豊成という賢臣がいた。
- ② 豊成夫婦には子が無く、これを愁えていたが、長谷寺の観音が靈験殊勝とのことで、参籠して祈願したところ、端正美麗な女の子を授かる。
- ③ 夫婦は観音の申し子である姫君を、たいそういくしんで育てた。
- ④ 姫君が三歳の時、母親は病を患う。医術、法験も叶わず、母親は大臣豊成に、この姫君を大人にな

るまで他人に会わせぬよう、姫君には、後添いの母親に対して、実母のように敬慕するようにと告げる。

- ⑤ 唐の勢義、正守兄弟に関する故事(母親が継子である兄勢義を助け、実子である弟正守を処刑するよう申し出た話)。

- ⑥ 母親は幼い姫君に、信心堅固にして、現当二世の菩提を弔ってほしい旨告げて、死亡する。

- ⑦ 豊成は悲しみのうちに妻を葬り、一首の和歌を詠む。

- ⑧ 姫君は七歳の時、乳母を伴って花園に遊んだ折、父母と子の三人連れを見て、自分に母親がいないことを嘆く。

- ⑨ 姫君は父大臣に、後妻を迎えるよう勧める。豊成は左大臣師房卿の息女を娶る。

- ⑩ 後妻の継母は、当初は姫君をかわいがったが、やがて邪見、嫉妬の思いが起こり、大臣に姫君を悪く訴えて、折あらば無き者にしよう企てる。

- ⑪ しかし、姫君は賢く、決して継母を恨まず、明け暮れ亡母の追善供養を行った。

- ⑫ 姫君は高僧に仏になる法門を尋ねる。高僧は称名、口号の功德があるのは、称讚浄土経の読誦である

と勧める。

⑬ 姫君は経を受持し、毎日六卷ずつ読誦して、亡母の菩提を弔った。

⑭ 姫君が十歳の秋、帝より中将の内侍に任せられる。父大臣は末は更衣、后にと、たのもしく思う。

⑮ 継母はこれを妬んで、姫君に虚偽の不義、密通を企む。大臣にその現場を見せて訴え、姫君を罪に陥れる。

⑯ 豊成はたいそう憤り、姫君の処分を継母に一任する。継母は武士に俸禄を与えて、姫君を山中に連れ出し、殺害しよう命じた。

⑰ 継母は姫君に亡母の墓参りと偽り、姫君を輿に乗せる。姫君は女房一人の供もなく、武士に守護されて、いずこともなく連れ出される。

⑱ 姫君は一年前の墓参りの時、父大臣が詠んだ和歌一首を思い出す。

⑲ 紀伊国有田郡鶴山（ひばりやま）の麓で、姫君は輿より降ろされる。武士は父母の仰せによって、姫君を殺害しよう命じられたと告げる。

⑳ 姫君は武士に、自分の最期を知らせてくれたことを感謝する。そして、九歳の時から毎日読誦してきた称讃浄土経を、亡母の廻向のため、また自身

の菩提を祈るため、今一度の読誦を願ひ出る。

㉑ 武士はこれを許し聴聞する。姫君は経を取り出し、三遍読誦する。一卷は父の現当二世諸願成就、一卷は亡母の出離生死往生極楽、一卷は自分の一蓮

託生必得往生を祈った。

㉒ 武士は姫君の称名する姿に感動し、太刀を捨てて姫君を助け、庵を結んで妻を呼び寄せ、姫君をかまくまった。姫君は念仏三昧の日々を送る。

㉓ 姫君は山居での心境を、一首の和歌に詠む。

㉔ 翌年の春、父大臣が狩猟のため雲雀山（ひばりやま）に分け入って登って来る。

㉕ 大臣は庵を見つける。そして、そこに居た女に誰かと尋ね、自身を名乗る。すると、女は自分はずが姫であるとして、父は再会した。

㉖ 大臣は姫君を具して都に帰る。帝は、これを聞いて、姫君を后妃に迎える旨を下すが、姫君は承諾しない。その後、姫君は父豊成の邸宅を訪れ、発心の志を隠して、涙のうちに別れを告げる。

㉗ 姫君は当麻寺にたどり着く。そして、十六歳の秋に書写した、称讃浄土経一千巻を経蔵に納めた。翌年、姫君が十七歳の六月十五日、剃髪して出家する。名は法女大姉といった。戒師は実惟大徳と

伝える。

28 法女比丘尼は正身の阿弥陀如来を、拝み奉ろうとの願を立てる。

29 同じ月の二十日の酉の刻に、一人の比丘尼が来化する。そして、浄土の変相を現して、姫君の願を成就させようと思うので、百駄の蓮茎を集めるようにと告げた。

30 法女比丘尼はこの事を天皇に奏上する。すると、一両三日のうちに、大和、河内、紀伊の国から九十五駄の蓮茎が送られてきた。

31 その時に、先の来化の比丘尼は蓮茎を折って糸を抜き出す。そして、寺の巽（たつみ）の角に井戸を掘らせ、糸を水ですすぐと、糸は五色に染まった。

32 井戸の傍には桜の木があり、その桜の木に五色の糸を干した。これを糸懸けの桜という。

33 昔、天智天皇の時、この所に三つの大石があり、その形状は仏像に似ていた。天皇はその大石を弥勒三尊に造らせ、その上に堂を建立して石光寺と名付けた。

34 その後、役の行者がその傍に桜の木を植えた。そして、法滅する時には桜は枯れると告げたが、桜

の枝葉はますます盛んに繁った。九十年を経て、先の比丘尼が来化して井戸を掘り、糸を染めて以て来、染寺と名付けたのである。

35 同じ月の二十三日の夕方に、美しく気高い二十四、五歳の女人が現れる。女人は先の来化の比丘尼に、糸の調達ができたかを尋ねた。比丘尼はこの女人に五色の糸を渡す。

36 女人は寺の乾（いぬい）の角に機屋（はたや）を構え、油三升を藁三把にひたして、灯とした。そして、一夜三時の間に、一丈五尺の大曼荼羅を織り上げる。

37 また、一夜のうちに、本と末が一丈三尺の間に節が一つだけの竹が生じる。これを切って軸とした。その後、先の女人の織女は飛行して、行方知らずに消え失せる。

38 また、来化の比丘尼は七言四句の偈を作り、この所が、古仏靈仙の往縁の靈地であることを示した。来化の比丘尼は自分は阿弥陀如来であり、先の織女は観世音菩薩であると告げ、紫雲に乗って飛び去った。

41 その後、中将法女は信心深く、ますます苦行に勤める。そして、光仁天皇の御宇、宝龜六年三月十

四日、異香が空に満ち、聖衆の来迎にあずかって、大往生を遂げたのである。

以上、大変長くなったが、本書の梗概を①～④にまとめて記した。

三

この綴織「当麻曼荼羅」の制作由来にまつわる中将姫（法女比丘尼）の説話記事は、周知の如く、鎌倉時代の『建久御巡礼記』（『南都巡礼記』）に記されているのが最も古い。続いて『当麻曼荼羅流記』（九条家本）、国宝の絵巻『当麻曼荼羅縁起』（光明寺蔵）、『諸寺縁起集』（護国寺本）、『大和当麻寺縁起』（仁和寺本）、などに記される。また、『古今著聞集』（巻二第三）、『私聚百因縁集』（巻七第四）などの説話集に収録されたり、『元亨釈書』巻二十八にも見られる。室町時代に至ると、『三國伝記』巻十一第二十に〈継子いじめ〉〈捨子物語〉の要素を含んだ記事（継母の讒言と山中遺棄）が見出される。この〈継子いじめ〉の要素を含んだ中将姫説話（いわゆる雲雀山系説話）は、小形絵巻や奈良絵本の室町時代物語（中世小説、お伽草子）に取り上げられて発展する。また、縁起絵巻（詞書を含む）、掛幅絵などに描かれたり、

往生譚として仏教説話集、説経談義書、説経注釈書にも取り上げられる。更には、能、狂言、説経浄瑠璃、古浄瑠璃にも脚色されて、幅広く人口に膾炙する。そして、西誉聖聡編による一大注釈書の『当麻曼荼羅疏』四十八巻や、これを典拠とする絵巻の大作『当麻寺縁起』三巻（享禄本）が制作される。江戸時代中期には、伝記としての集大成である『中将姫行状記』七巻（享保十五年刊）が版行されるに至る。

本書は中将姫の伝記であるが、⑦平仮名主体の漢字交り文体であること、①〈継子いじめ〉の型である雲雀山系説話（⑮～⑳）を含んでいること、②和歌詠作の記事が散見されること、③随所に図版（①から⑥）が挿入されていること、などが特色である。これらの点から大局的に捉えると、本書は小形絵巻や奈良絵本の室町時代物語（中世小説、お伽草子）の系譜に連なる作品であるといえよう。ただし、梗概⑤の記事は典拠不明である。また梗概③④に見られる井戸、桜の木、石光寺建立、役の行者の植樹、染寺の名称などの記事に関しては、前掲の諸文献資料に部分的に見出されるものである。これらの記事は付随的に加えられたものと考えられる。

本書は最末尾で、中将姫（法女比丘尼）が女性でありながら、希有に正身の阿弥陀如来を拝することができた

こと、また極楽変相の「当麻曼荼羅」制作に関わり、これを感じたこと、そして、終に聖衆の来迎があつて、極楽往生を遂げたことを褒めたたえている。これらの内容から、本書は主に婦女子を読者対象とする、浄土信仰、極楽往生を勧める簡便な伝記読み物として、制作、版行されたものといえよう。

(注)

(1) 以下は、すでに前稿『當麻畧傳』(延宝五年写)について「解説並びに翻刻」(文教大学国文第四八号、二〇一九年三月)でも触れている。また、中将姫説話(物語)の記載文献やその展開と様相などについては、

(イ) 『中将姫説話の調査研究報告書』(元興寺文
化財研究所、昭和五十八年〈一九八三〉三
月刊)

(ロ) 徳田和夫著『お伽草子研究』(三弥井書店、
昭和六十三年〈一九八八〉十二月刊)

(ハ) 河中一學著『當麻寺私注記』(雄山閣出版、
平成十一年〈一九九九〉十月刊)

(ニ) 日沖敦子著『当麻曼荼羅と中将姫』(勉誠
出版、平成二十四年〈二〇一三〉三月刊)

などに詳しい。また、

(ホ) 特別展〈當麻曼荼羅完成一二五〇年記念〉
の図録『當麻寺』(奈良国立博物館編、平
成二十五年〈二〇一三〉四月刊)

には、写真図版、文献資料、展示解説、論文など
が満載されていて充実している。

〔付記〕

本書はすでに、東北大学蔵の宝永元年(一七〇四)
刊本が翻刻されている(前掲(注)(1)の(イ)
に所載)。ただし、本文の振り仮名、及び図版(1)
(6)が省略されており、また、部分的に誤りが見
出されるので、必ずしも資料として十全とはいえ
ない。

〔翻刻〕

凡例

- 一、本文（漢字、平仮名）、及び振り仮名（平仮名）はすべて原文通りとした。
- 一、字体は基本的に通行字体を用いた。漢字の異体字、俗字体、略字体などは正字体に改めた。
 - 灵・灵↓靈 吳↓異 𡗗↓喜
 - 才↓弟 劔↓劍 盖↓蓋
- 一、慣用のくずし字については、次の通りとした。
 - ゝ・ㄣ↓候 夕↓給 ㄨ↓也
- 一、旧字体はおおむね新字体（常用漢字体）に改めた。
 - 當↓当 傳↓伝 聲↓声
- 一、次の仮名字体は平仮名とした。
 - ハ↓は ミ↓み ヨ↓よ
- 一、訓点符号の一・二、レ点などはそのまま示した。

一、不審な部分は右傍に（ママ）とした。

一、丁替わり、表・裏は、丁数、オ・ウの順で、每半葉末尾に次のように示した。

┌（三オ） ┌（十ウ） ┌（十五オ）

一、図版は(1)〜(6)まで、次のように示した。

（図版 (2)） ┌（六オ）

一、虫損、欠損部分は□とし、右脇に、該当文字を（）に入れて示した。

一、読解の便を考えて、適宜読点（、）を施した。

（灰色地 押し文様アリ）

（題簽剝離 貼付跡アリ）（左脇）┌（表紙 表）

（宣伝アリ） ┌（表紙 見返し）

抑、中将法女の由来を聊尋奉るに、

人王四十七代大炊の帝の御宇に、藤原の朝臣横佩の

右大臣豊成とて、朝廷の賢臣、当家の博覧、三綱五常の道をたゞし、六合八極の政道明らかにし

て、鳳闕夙夜のつとめおこたらず、鸞殿冬夏の掟を守り、上一人の師範として、三台の位にのぼ

り、聖明の君寵をかうむり、才名を四海にほどこし、家門の繁栄、後裔の恩沢、流れとをく万代

に及ぼし給へり、然るに、此卿よはひなかばを過れ共、一人の子なき事を歎き、いかなる前業に

やと、夫婦つねに是を愁て、かひなき月日ををくらるゝ、さればかけまくも 天照太神祈て、

正哉吾勝々早日天の押穂耳の尊を産給ふ、月蓋長者は諸天に祈て、子「(一オ)

得たり、神の代、人の世に其ためしすくなからず、つたへ聞、長谷の観音は靈験殊勝の薩埵なり

とて、夫婦参籠のあゆみをはこひ、肝膽をくだき祈られける、誠に大慈大悲の誓願、尊容を三十

三身にあらはし、十九説法の化縁、殊に両願は此尊のちかひなり、いはんや、除三毒、滅三悪、

弘誓深如海、歴劫不思儀の金言空しからず、七日満する五更のねふりに、をのく奇瑞の靈夢を

蒙り、歡喜の心あさからず、肝に銘して下向し給へり、其後十月を経て、かたしけなくも、便生
端正有相之女、宿殖徳本衆人愛敬の姫をまふけ給ふ、されば、大慈薩埵の申子なれば、世にた
ぐひなき姿なり、大臣夫婦の悦び何にたとへんかたもなし、翠帳紅閨の中にかしづき、清風朗月
の間にいつくしみ給ふ、かくて、姫「(一ウ)

君三歳の春、御母風の心ちとてうちふし給へば、花のすがた風にしほみ、紅顔のよそほひあした
の霜をぞ歎かれける、貴属従類の人々、大きに是をかなしみ、心をくだき給へ共、今は耆婆が医
術もしるしなく、高僧の法験もかなひがたし、北の御かた大臣殿にかたり給ふは、われ宿病にお
かされ、むなしくならん事極りたり、此世を去て冥途とやらんへ行道には、しでの山、三つの川
とておそろしき所有、君と錦帳に手枕をかはして、鴛鴦のむつことをかたりし時は、火の中、水
の底までももろ共にと、契し事を忘れさせ給はし、なれば炎魔の庁まで我を送り給はんやと、な
く語り給へは、豊なり涙をおさへ、誠に二世をかねたるむつこと、いつの世にかは忘るべき、
され共会者定離、愛別離苦は無常變易の掟、」(二一オ)

(図版 (1)右、左) 「(二ウ)、」(三オ)

三界火宅のならひなれば、生るゝ時も独り来り、死する時も又ひとり去、思ふ共かひなき事のた
めしなり、隔生即忘とて、生を隔つれば親をも子をも知らず、たゝ黄泉のともしびには、慈尊の

本願にもとづき、念仏を心に忘れず、やすくと往生し給ふべし、只それがしも身をかへて念仏申、来世にはかならず極樂にて、一つ蓮の縁となるへしと、さまくに教化しいさめ給へは、北の御かたこのいさめをうけて、迷ひの雲たちまち晴て、よしなのわらはが愛執や、誠にある経には、妻子珍宝及王位、臨命終時不隨者と説れたり、夢幻の世に泡沫の身をうけながら、なんぞ有為の相に着をとらんと、妄執の霧をはらひ、必得往生のねがひ怠らず、一向専念の道機について、念仏三昧の懇祈をくたかれける、やゝありての給ふは、「(二ウ)

子は三界のくびかせときく、露命ちかきに極り、念仏申往生せんと思ふにも、姫の事のみ心にかゝり、中く臨終のさはりとなる、我はかなくなりて後、此子の人となるまで他人に見せさせ給ふなよ、又なさぬ中にそはせ給ふなよ、是のみ草ばの陰までもよきにたのみ奉るなり、此事をたがへさせ給はゞ、いかに後のよをとほせ給ふ共、うれしと更に思ふまじと、かきくどきの給へば、大臣聞し召、君一人の子にもあらず、豊なりがためにも子なれば、いかでをろかにあたるべき、御心やすくおはしませと、ちかひをたてゝの給へば、北のかた世にうれしく、姫君を枕もとによひ奉り、くるしげなる御声にて、あゝふびんや、なんぢ程くはほうつたなき物あらじ、親子の宿縁うすくして、いまだ年にもたらぬ身の、母をさきたてみなし子となり、ちゑごゝろの」(四オ)

有にしたがひ、歎かん事こそかなしけれ、いく程なく又母にそふ共、後の親こそ親なれば、へだつ心をもたずして、誠の親とうやまふべし、たゞいくたびもおとなしく、すじなき事のいらへすな、昔もろこしに、勢義、正守とて兄弟あり、あるとき、兄弟が父なき事を母にとひければ、母のいはく、汝が父はゆくへなく、人にころされたりとおしゆ、二人の者聞もあへず、急ぎ親の敵を尋て討時に、兄弟共に生とられて、すでに誅せらるべきに定りき、其時母のいはく、親の敵をうつ事は、天下の理りに非ずや、然るを敵一人討て、二人共に殺し給ふは不便なり、一人殺したる科ならば、一人こそ切るべき道理なるはと歎ければ、理にふくして、さらば一人をたすけて、壺人を切に定りぬ、母はいよくたえかねて、一人にてもころさるゝ」(四ウ)

事のかなしさに、かれら二人は、出る日、つぼめる花のふぜいなり、我らは西にかたぶく月のごとし、あはれ寛容の御慈悲に、兄弟が命をたすけ、わらはを害して給はれと、涙をながし、たえ入て歎きかなしめど、子のかはりに母を殺す法はなし、兄なりとも、弟なり共、汝が心にまかせたすくへしといへば、弟の正守すゝみていはく、兄は公役をつとむる嫡子なり、某を誅して給はれといへば、兄はまた、敵を討たるは某が所為なり、只それがしを殺して給れと、たがひに死をばあらそへり、ものゝふ兄弟が心をかんじ、とかくいつれを切べきぞ、母に定めよといふ時、為方もなくかなしけれと、弟の正守をきり給へといふ、ものゝふ剣をぬひて、すでに正守をきら

んとせしが、それ人の親のならひには、おほき子どもの有中に、乙子はすぐれてかなし」(五オ)
みふかしときく物を、今汝は事かはり、弟をきれといふ事は、情をしらでいひけるか、母は涙の
下よりも、さん候、その御ふしんはさる事なり、わらはが心に有事をしろし召ぬは御ことはり、
兄の勢義はなさぬ中、わらはがためには継子なり、弟の正守はわらはが子なれば、かれらが父の
草の陰にて、我子ならねはと、魄の恨みんかなしさよ、又勢義が心もはづかしく、継子をたにも
にくまねは、正守におひて情をしらぬ事や有と、声もおします泣にけり、もののふ共に涙をなが
し、つるきをすてゝ泣るたり、此事朝廷に達しければ、帝ふひんに思めし、殺害の科は重けれど
も、賢母なり、賢子なり、希代のためし世の鑑、三人ともに免すとて、あまつさへ官禄にすゝみ
てさかへたり、異国上代とはいひながら、人木石にあらざれば、たとへ他人はつらくとも、」(五
ウ)

(図版 (2)) 「(六オ)

人のあしきと思はずして、後の母にしたがふへし、すべて女人は五障三従のいましめあり、嫉妬
邪見の心を忘れ、経念仏をとなへ、信心堅固にして現当二世をとふらひて、我冥闇をたすけよと、
あやめもしらぬうなひ子に、かきくどき仰せける今はのことばぞあはれなる、をくれさきたつ露
をわけ、しづくにやとる玉のをも、たえくによはらせ給ひて、幻化無常の夕かすみ、十念の声

のうちに、終にはかなくなり給へり、姫君はむなしき母御前の口に手をあてさせ給ひ、大臣殿は枕のほとりに立よらせ給ひて、もだへこがれてかなしみ給ふは、めもあてられぬ有様なり、かくてもあられぬわざなれば、なくく野部のをくりをいとなみ、東岱の煙となし、北郎の露とながめて帰り給ひぬ、その翌日のしのゝめに、うれたき」(六ウ)

宿を立出て、煙の跡を見給へは、あしたにゑみし紅顔の粧ひもむなく朽て、郊原の白骨となりぬ、かなしきかな、魂いづくに去て冥路渾々たる、つくくこしかたを思ひつゝけて見るに、涙いとなくせきかねて、豊成公、

夜と共に思ひ明してけさみれば煙となりて消果にけり

かく詠じ、姫君をともし泣々家路にかえり、なき人の住し跡を見給ふに、およそ目に見、心ふるゝ所、みな涙のたねならずといふ事なし、七日くくの御仏事念比にとりいとなませ給へり、され共月日に閑守なく、隙行駒のつながざれば、光陰をしようつりて、歎きの涙も袖にかはき、愁の雲もともにきえて、姫君七歳の御時、めのとをともし花園にあそひ給ふ、折ふし賤の子が来りて、花を手をらんとせしを、父母制していたきて帰りぬ、姫君かれら」(七オ)

は何者ぞとはせ給へは、めのと承り、今のおさなき者子なり、いだきて帰りたるは父母にて候なりと申ければ、姫君聞し召、我はたゞ父上ばかりおはしまし、何ゆへ母上のなきやらんと歎か

せ給へは、いたはしの御事にて候、君二さいの御時、母上はかくれさせ給ひぬ、さま／＼の御ゆいごん申おかせ給へ共、君いとけなくまし／＼て、さだめて忘れさせ給ふへしとて、はじめをはりをかたり参らすれば、姫君聞し召、声もおします泣給ふ、やゝ有て、後の母にたがふへからずと仰られしとは、我をばうませ給はず共、父上のむかへさせ給ふ人を、母にせよとの御事かや、此事父上に申て、後の母をむかへ参らせ、我はゝ上にせんと三度すゝめ給へば、父大臣は姫君の心ざしを感じ、左大臣師房卿の息女をむかへさせ給ひぬ、むかし」(七ウ)

より継子継母の間には、浅ましき例おほければ、後の人になれ初しより、たゞ姫君の御事をふかくたのみて、かたらはせ給へば、御台聞し召て、仰せざる事にてさふらふ、わがなさぬ姫君なれはとて、いかでおろそかにあたり候べき、其上此子を見侍るに、尋常ならぬ容顔なれば、わらはがためにもたからの姫にておはします、いつきかしづき、はごくみ参らすべしとの給へば、大臣大さによろこび給ひ、鴛鴦のかたらひ浅からすわたらせ給ひける、されば女のならひにて、邪見の心つるぎのごとく、嫉妬の思ひ火のもゆるがごとくにて、より／＼大臣殿へ姫君の御事をあしきやうにうたへて、つるであらばうしなはゞやなんと、たくまれける女こゝろぞあさましき、されとも姫君は賢人異相の美質なれば、人の我につらきをば露程も恨み」(八オ)

給はず、たゞ五障三従のいましめをおそれ、発心無漏の因をねがひ、明暮亡母の御ために、追善

をもちとなみたく思し召るゝ外、こと心更にまします、ある時智徳の高僧を請じて、我らごこときの愚癡深重の女人の、仏になるべき法門あらば、教化してしめし給へとの給へは、僧のいはく、いまた嬰稚の御心に、やさしくも思し召とはせ給ふ物かな、諸仏の悲願さま／＼なりといへとも、詮する所、法蔵救世の大願、あみだ如来の御ちかひにしくはなし、一念十念のちからによつて、極重の悪人男子も女人も、一切の群類まで、みなこと／＼くかの国へむかへとり、永劫無比の歓楽に安住する事、称名口号の功德にあり、其よしを演説し給ふ御経をは、称讚浄土経と申なり、此経をよみ書て廻向あるべしと」(八ウ)

(図版 (3)) 「(九オ)

の給へば、やがてかの経を受持し給ひ、毎日六卷つゝ読誦して、は／＼うへの御ぼだい、成等正覚、頓証仏果と御廻向ありて、ひとへに後世の御つとめおこたらせ給はず、昼夜念仏して明しくらし給ひぬ、十三の秋のすゑに、帝より中将の内侍に任せられる、容顔の粧ひ他に異なれば、後には定て更衣、后にも召るへしと、大臣殿ひたすらたのもしく思ひ給ふに、継母此事をふかくねたみ、姫君の位にすゝむ事を肝たましるも消るばかり、いとやすからす思はれける、いかにもして姫君に不義のふるまひを見あらはし、はぢをあたへ、ちゝ大臣殿にうつつたへて、おひうしなはゞやと、大いきつぎてたくまれける邪見の程そむざんなる、ある時はかよひ人をこしらへ、姫君の

局つほねのまへを冠かんぶりきたるを(マ)の(メ)をし、ある時は「(九ウ)

出家しゆつげをかたらひ、姫君ひめきみの局つほねより立帰たちかへるふせいにて、部屋へやの前まへをなゝめにあゆませ、物ものかけより

豊成公とよなりこうにみせ、あれ御みらんぜよ、わらはが朝夕てうせき申事まうし、空事そらじしよと思し召めて、驚おどろき給たまはぬかひありて、

かゝる正まさなき事ことを仕出しだし、父母ちち、ははの名なをくだし給たまはん事の口くちをしさよ、是これをもうとましと思し召めす

は、わらはにはながき御みいとまを給たまはるべしと、いきもつきあへすのゝしり給たまへば、さしもにか

しこき豊成公とよなりこうも、今はまことゝ思おもしめし、今まで何なにはにつけ見みおとしたる事こと逆覚さか覚えざりしが、

豊成とよなりが子ことも覚おぼえず、禽獸きんじう不義ふぎのふるまひをして、瑕瑾かきんとなる社口せうくちをしけれ、さりながら我手われてに

懸かけ、ころさんもさすがにふひんなり、人ひとをしてころさせんも穩便えんべんならず、うちをかんも世よの聞きえ

見みぐるし、所詮しよせん此事ことは御身みみいかにもよきやうにはからひ「(十オ)

て給たまはるべしと、やすくとたはかられ給たまひ、何事なにじも当御あたみだい所ところにまかせ給たまふ、御うんの程ほどそい

たはしき、御みだい今はしすましたりと、心のうちにゑみをふくみ、氏神うぢがみのかたを密拜みつはいし、面おもてには

かなしきふぜいをあらはし、わらはも子こなく、今いままでは子このごとくにむつまじく、かれも母ははのご

とくに思おもひつれば、わるくははからひ申まうまじと、まことしやかにの給たまへば、ともかうも人ひとしれず

にとて、涙なみだをながして立給たちふ、其後のち、御みだいはひそかに武士むしをかたらひ、宝祿ほうろくをあたへての給たまふ

やう、去子さるし細有さいある故ゆへに、大臣殿しんどのの仰おほせにて、姫君ひめきみをいかなる山やまのおくへも友ともなひ、ひそかにうしな

ひ奉り、からだをかくして帰るべし、此事人にもらすなと、ふかく頼ませ給ひければ、下臈の浅ましきは誠ぞと心え、引出物に目がくれて、やすくくと領掌す、御だいなゝめならず思し召、大臣殿」(十ウ)

の御会の留守をうかゞひ、姫君の御かたへ、女ばう達をもつてひそかに仰せ侍るは、心にまかせぬ御身にて、母上の御墓所へ参りたくおはすらめど、さるべきたよりなき事を心うく思し召るべし、只今よき隙なれば、何となき躰に出たち、御参り候て帰りいらせ給へと、世にむつまじけにいひやられければ、姫君は人の毒心をは夢にもしろし召れす、うれしさかぎりなく、五、六年もかきたへて、籬の外をもしらざりし身の、はからざるにかやうの仰せ有事、偏に母上の御めぐみ浅からぬゆへなりと、いきたる人にあふ心ちして、とびたつやうに思し召、急ぎ御こしをすゝめさせ、女ばうの御ともは一人も召ぐせず、たゞものゝふのためにしゆごせられ、こしをづんとかきあげて、行ゑもしらずなりにける御心のうちぞいたはしき、此こしはるかのみね、里をこへ、いづくをさすともし」(十一オ)

れざれば、か程とをくはよもあらじ、一年ある暮かたに、父大臣殿御はかまふてありし時、みづからも御ともせしに、松風いとすごく音づれければ、

稀にきてとふもさひしき松風を独りや苔の下に聞らん

と口すさび給ひしを、今思ひあはずれば、か程とをくはよもあらず、あはれ是はいかなる人のしはぎにて、つらき涙にぬれ衣、かゝるうきめにあふやらんと、こがれ給へとかひぞなき、さる程に、紀伊国有田郡鶴山の麓にて、御こしより出し奉り、いたはしや、姫君をとある岩のこかげにすてをき奉り、武士一人あとにとゞまり、みなく都へかへりける、姫君浅ましく思しめし、扱みづからをいかなるくせ事ありて、かくおそろしき山中にすておき、虎狼のうきめを見すらんと、もだへこがれさせ給へは、跡にとゞまりた」(十一ウ)

(図版 (4) 「(十二オ)

るものゝふ、御いたはしくはぞんずれ共、父母の仰せにて多くの禄を給はり、ひそかに害し奉れとて、此所へぐし参らせさふらふなり、只御さいごの御たしなみを御つゝしみ候べし、それがしが手につけ、御しがいをかくし候へしと、涙をながし申ければ、姫君聞し召、すこしもわろびれさせ給はず、打ゑませ給ひて、扱は我にさいごをしらせけるうれしさよ、我前世の宿業にて、今汝が手にかゝらん事、露ちり程も恨みなし、父母のふきやうはかなしけれ共、かた時もはやく母上の御国へ生れ、ひとつ浄土の縁とならん事、歎きの中の悦びなり、さりながらしばらく命のいとまを得させよ、みづか□丸歳の時より母上の御為に、毎日称讚浄土経を六巻つゝよみ奉り、御ほたいをとひ参らせしが、今一度よみ奉りて、母上に廻向」(十二ウ)

し、我身のぼだいをも祈らんと仰られければ、ものゝふもさすが岩木をむすばねば、その御暇参らせて、我身もともに聴聞しける、姫君は日陰まつまの御命に、しづかに御経取出し、三べん読誦し給ひ、一卷は父の御ため現当二世諸願成就と祈り、一卷は母上の出離生死往生極楽と廻向し、一卷はみづから一蓮託生必得往生と觀念し、すべて三界六親眷属無縁法界同性仏果の御ためと、読をはらせ給ひて、西に向ひて合掌し、称名の声のうちに御くしをたれて待給へは、ものゝふ今はかうとたちぬき、うしろに立まはりしが、姫君の御すがたに心ちまとひ、たましる消て、あな浅ましの有様やな、三毒の悪鬼にくみして、かゝる姫君を害し奉らんとは、何しに思ひよりけるぞや、情なの我心やと、俄に悲涙涕泣し、みづから罪を悔て、「(十二才)

たちも刀も巖のかどにてうちくだき、姫君をたすけ参らせ、太山の陰に柴の庵をいとなみ、都へも帰らず、その身と共に宮つかへ、湯くみ水くみ薪こり、さまざまにいたはり参らすれば、姫君は夢路をたとの心ちにて、ものゝふの情に浮蜚の命をはぐまれ、深山幽谷に御身をいたため、御経をよみ、念仏申、明暮難行苦勤し給ふ事、かたしけなくも、悉達太子檀特山の執行にもおとらざりけり、そのゝち武士は古郷より、ひそかに我女ぼうをよびくたし、此有様をかたりければ、女ぼうも主君といひ夫といひ、世にいたはしく思ひ参らせ、女房も共に宮つかへて、ひるは供御を参らせてはくゝみ奉れば、夫は山野に身をくだき、朝夕のいとなみつとめける、姫君は称読看

経、念仏三昧の床をさらず、夫婦のものに勸化讃談して聞しめ給へは、ひとつ庵の中にして、同音」(十三ウ)

念仏の声、唯心の浄土、己身の弥陀こゝをさる事とをからずして、ひとへに即生極楽、直指三尊の思ひをなせり、姫公、

中く、山の奥こそ住よけれ草木は人のとかをいはねは

と口すさび給ひて、山寥の憂苦を興せられける、かゝる所に、あるとしの秋のくれ、ものゝふ

山野の帰りに、うはの空たつ霧にをかされ、身にしむ風の心ちはれやらす、四、五日ふしなやみ

けるか、跡や枕と立まふうちに、木のはにむすふ露と消ぬ、姫君の御なげき女ぼうのかなしみ、

今更たとへをとるに物なし、物すごくおそろしき深々たる澗谷のうちにて、かゝるうきめにあふ

事、いかなる宿業の浅ましきぞやと、姫君もろ共に天にあふぎ、地にたをれて、もだへ給へとか

ひぞなき、つらぬく玉の袖をしぼり、なくく女ぼうともろ共に、庵の傍に取出し、石とりあつ

めつみこめて、念比に孝養」(十四オ)

し給ひける、其後かの女ぼうに料紙を調させ、書残し給へる称讃浄土経を一千巻書つき、母上の

御ぼだい、ならびにかの亡者が後世のために、夜を日につぎて書写し、弔らはせ給ふぞ有難き、

去程に、都には中将姫うせさせ給ふとて、大内のさはぎなゝめならざりしが、終に行方しらせ奉

るものもなかりし所に、翌年の春、父大臣殿を好ませ給ひて、あまたのせこをもよほし、雲雀山にわけ入、峯をわけ谷をさがして、終日かりして遊ばれ給ひけるに、ある谷の木かけに、幽なる草の庵見えたり、大臣あやしく思しめし、駒うちよせて御らんずれば、姫君は人音にをどろき、庵よりさしのぞき見給へば、大臣殿いとふしきに思しめし、かゝる山中に女のすむべきしさいなし、木魂、山神のやからが、豊成をたふらかさんとて、変化」(十四ウ)

(図版 (5)) 「(十五オ)

してや出ぬらん、上ざしのかぶら矢にてるころさんと思しめし、矢をつがはせ給へは、姫君肝たましるもきへはて、机の下にまろびふし、声もおしまし泣給ふ、大臣殿、扱は化生にはあらず、人間のたぐひならば、いかなる者ぞ名をなれ、なのらずはるころすそと、大にいかつて宣へは、姫君、今は玉のをよ絶なはたへね、なからへはうき事おほき世の中に、いのちおし共おもほえず、名のらんことはやすけれど、今はたかゝる身となりて、父母の名をくださいさん事、何より以てかなしけれ、名のらですくるとがあらは、情もしらぬものゝふの、矢さきにかけてうしなひ給へと、ふしまろびてぞなきたまふ、豊成公、今はせんかたなく、扱は心もいやしからず、よしある人の息女と見えたり、我もむかし恩愛のひとり」(十五ウ)

姫をうしなひて、心の闇にかきくらし、此山にわけ入て狩してあそふ折ふしなれば、あやしさに

とがめし也、人間のたくひならば、いのちを害す事あらし、都のつての恋しくは、我がた様へ尋
こよ、当今の寵臣に、横佩の右大臣豊成とは我事なりとの給ひて、恩愛のしるしにや、そゞろに
ふびんに思し召、涙をながさせ給ひければ、姫君、扱は父大臣にておはしますかや、我こそ御子
中将姫にて候なり、今はかやうに候へは、父母の御かんだう御ゆるし給はれと、かつはとまろび
たをれふし、消入やうに泣たまふ、大臣殿馬よりころびおち、扱は我うしなひたる姫なるかと、
共に消入給ひける、親子は一世といひながら、つきぬ契りの朽ずして、けふしもこゝにめぐりあ
ふ、父子の縁こそめでたけれ、かくて大臣殿姫君をぐし給ひて、急ぎ都に「十六オ）
帰り給ふ、此事叡聞に達しければ、帝大きに叡感有、すくに内裏へ入奉るべし、即当今の后妃に
立給ふべしとの宣旨なり、大臣殿の御よろこび、前代末聞の眉目なり、然とも姫君の心ざし、み
どりあげまきの比より、待烹辛苦のうき住る、今聖撰君寵の盛運の時に至るといへとも、すこし
も楽欲有漏の小果の願まします、たゞ明暮、発心無漏の大果を期し給ふ事浅からず、煩惱の身
は不浄なり、はやくぼたいをもとめざるこそおろかなれ、此たびのがれ出ずは、又かならず三途
のふるすに帰らん事疑なしと悲しみ、今一たび父上をおかみ奉らんとて、見参にいらせ給ひ、そゞ
ろに御なみだをおとさせ給へば、豊成公あやしみ給ひ、涙のふせいけしからず、何事の恨めしく
て、父を見て心みだるらんととはせ給へ」(十六ウ)

は、姫君^{ひめきみ}発心^{はつしん}の心さしをかくさせ給ひて、父上^{ちちうへ}をおがみ奉るに、去年^{こぞ}すぎことし来るうちに、御姿^{すがた}のおとろへさせ給ふを見奉れば、そゞろに涙^{なみだ}のこぼれさふらふとの給ひければ、たがひに御袖^{そで}をしぼりて、むつまじき御物^{ごもの}かたりあそばしける、それよりわがたいにいらせ給ひ、今は父上^{ちちうへ}をおかみ参らせて、思ふ事なくうれしければ、いそぎ御たちを出ばやと思し召、にしの空^{そら}をうち詠めて、日も夕陽^{せきやう}にかたぶき、たそかれ過る夕まぎれに、当麻^{たへま}の寺^{てら}を心ざし、かきまどひてぞうせ給ふ、つるにかの地^ちにたどりつき給ひて、ある僧坊^{そうぼう}に立より、あるじの僧をたのみ、出家^{しゆつげ}になりたきよしかたり給ふに、此僧^{そう}御姿^{ごすがた}を見奉りて、後日^{ごにち}の難^{なん}や恐ろしかりけん、たやすく出家^{しゆつげ}をゆるさざりけり、姫君^{ひめきみ}はいまだ時のいたらさりけるにやと思し召、紫雲^{しうん}庵^{あん}と号して、柴^{しば}ひきむすぶ」

(十七才)

庵^{いはり}をかこひ、かくてそこに住^{すま}せ給ひ、偏^{ひとへ}に阿弥陀^{あみだ}仏^{ぶつ}超世^{ちやうせい}の悲願^{ひくはん}を頼^{たの}み、極楽^{ごくらく}不退^{たい}の砌^{みざり}にいたらん事をもとめ、道場^{だうじやう}にまふて、読誦^{とくじゆ}書^{しよ}写^{しや}念^{ねん}々の称名^{せうめい}間断^{かんたん}なく、この十六歳^{さい}の秋^{あき}、書写^{しよしや}成就^{じゆじゆ}し給へる称讚^{せうさん}浄土^{じやうど}経^{きやう}一千卷^{せんげん}、寺庫^{じこ}の経藏^{きやうそう}に納^{をま}め給へり、其文字^{もんじ}の躰^{てい}更^{さら}に凡筆^{ぼんひつ}のたぐひにあらず、是^{これ}を拝^{をが}み奉^{をが}る者^{もの}奇異^{きい}の思^{おも}ひをなし、目^めを驚^{おどろ}かさずと云事^{こと}なし、かの庵^{いはり}の跡^{あと}□^あ本堂^{ほんだう}の北^{きた}にあり、御年^{ごねん}十七歳^{さい}にして、六月十五日^{むつきごじふいつにち}に終^{つい}に御かざりを落^{おと}し、堅^{かた}く禁戒^{きんがい}をたもち、御名^{ごな}を法女^{ほつにょ}大姉^{たいし}とぞ申ける、戒師^{かいし}をば実惟^{じつゐ}大徳^{たいとく}とつたへきく、其後^{そのち}、法女^{ほつにょ}比丘尼^{ひくに}正身^{しやうしん}のみだ如来^{にやうらい}を拜^{をが}み奉^{をが}らんとちかひをたて、

もし此願望むなしくは伽藍の門戸を出じと、ふかくいのり給ひければ、同じき月の廿日酉の刻計に、一人の比丘尼忽然と来り給ひ、禪容〔十七ウ〕

(図版 (6)) 〔(十八オ)〕

色あさやかにして、三衣の袂香ばしく、法女にしめしてのたまはく、汝が慇懃の粧ひを見るに、感歎の思ひに堪す、我今浄土の変相をあらはし、汝か所願を成就せんと思ふなり、今明の間に百駄の蓮茎をあつむべし、こゝに法女比丘尼歎喜の心身にあまり、感歎むねにとをり、則来化の比丘尼のことばを以て、かたしけなくも天皇に奏し給ひければ、帝叡感浅からず、則綸旨を下され□る、其御詞にいほく、

夫見古今一、靈山蒼庭、菩薩断道、祇園花台、
仏陀無跡、梅檀木像埋、塵芥星久、閻浮金仏覆、雲霧霜深、積時及二像末、人習一弊、
悪く、仏法正衰、練行悉廢、爰中將姫、独辞、北關交、修二西方業、
変二五濁澆風、祈三輩往生、幸今得二其勝利、一と云々、
仍て、忍の海の連に詔して蓮茎をあつめしむ、一兩三日の間に、大和、河内、紀〔十八ウ〕

伊国より、九十五駄の蓮茎を送らる、其時、来化の比丘尼蓮茎を折て糸をぬき、寺のたつみの角に井をほらせ、かの糸をすゝぐに、水は一色なれ共糸は五色にそまれり、井のかたはらに桜木あり、その糸をかけてほすゆへに、糸懸の桜と云、今猶其跡かの所に有、むかし天智天皇の御時、

この所に夜なく、五色の光明あり、天皇勅使を立て見せしめ給ふに、かの所に三つの大石あり、そのかたち仏像に似たりと奏す、天皇勅使をくだして、かの三つの大石を弥勒の三尊に作らせ、其上に一つの堂をたて、石光寺と名付け給へり、又役の行者其傍に桜をうゑて、ちかひて曰、仏法滅せん時、此桜枯べしとの給へり、然共、あまたの年月をふるといへ共、枝葉いよく盛なり、それより九十年をへて、異相の比丘尼来化して、此井をその跡にほりしより、染寺とは名付し」(十九オ)

なり、先の光明は、是曼陀羅の糸を染べき前相なり、同じき月の廿三日の夕べに、又一人の女人来現して、容色嬋娟たる粧ひ、躰相凡人にあらず、齡のわかき事、はたち余り四つ五つにみち、誠にけたかきすがたなるが、先の来化の比丘尼に向て、蓮の糸は調ひ侍るやいなやと問給へは、先の比丘尼五色の蓮の糸を取出し、かの女人に相渡しぬ、則請とりて道場にいたり、乾の角に機屋をかまへ、油三升を藁三把にひたして灯とし、一夜三時の間に九尺の間にて、一丈五尺の大曼だらをあざやかに織あらはし給へる事、神変無量の奇物、未曾有不可思議の靈宝なり、又一夜に竹生じて、其高さ数丈なるか、本末壹丈五尺の間にふしたゞ一よの竹なり、是を切て軸とせり、ふしぎなんと愚なり、其後、かの来化の織女はこくうに飛行して、行方しらすかく」(十九ウ)

れ給へり、來化の比丘尼中将法女にまんだらをおかましめ、觀無量壽經の説によりて、まんだら甚深の旨をしめし、七言四句の偈を作りて、古仏靈仙の往縁をしめし給ふ、

往昔迦葉說法所

今來法起作仏事

卿懇西方故我來

一入是場永離苦

まさに知べし、此所は前仏轉法輪の會座、古仙經行の靈地也、その時、中将法女來化の比丘尼にむかひ、善哉く善知識はいづくより來り給へるや、又先の女人は誰人にてましますぞやと、くはしく問せ給ふ時、來化のびくにこたへての給はく、我あに異人ならんや、西方極樂世界の阿彌陀如來也、さきの織女は我左脇の弟子觀世音なり、本願によりこゝに來りて、汝が所願を成就せしむ、末代の衆生をして、疑ひをなさしむる事なかれとの給ひて、則紫雲にのりて」(二十才)

西の空にとびさり給ふ、中将法女感涙肝に銘じて、有がたくその御佛の忘れがたく、はるかに二上がたけにのぼり、そなたの空を見をくり給へは、我憐汝故 降於下々 汝隨我故

昇於上々

とつげ給へは、中将法女信心肝に銘じ、苦行ますくつとめ給ひけり、

其後、光仁天皇の御宇宝龜六年乙卯三月十四日、異香室にみちて、聖衆の來迎にあづかり、大往生を遂給へり、凡中将姫の平生の徳、臨終の奇瑞筆につくしかたし、末法におゐて女人として、誰の人か現在に曼陀羅を感せしぞや、誰の女か眼前に正身の如來を拜み奉りし、まことに中将姫

記 終「(二十ウ) 中将法女比丘尼伝
の行相きやうしやう、弥陀如来みだにんぶつの願力くはんりきあふぎてもあふぐべし、信じても猶信ずべし、

(宣伝アリ)

京都書肆

三条通柳馬場東角 堺屋仁兵衛

寺町通仏光寺□下ル町 堺屋儀兵衛

┌ (裏表紙 見返し)

(灰色地 押し文様アリ) ┌ (裏表紙 表)

(筑波大学名誉教授・元文教大学教授)

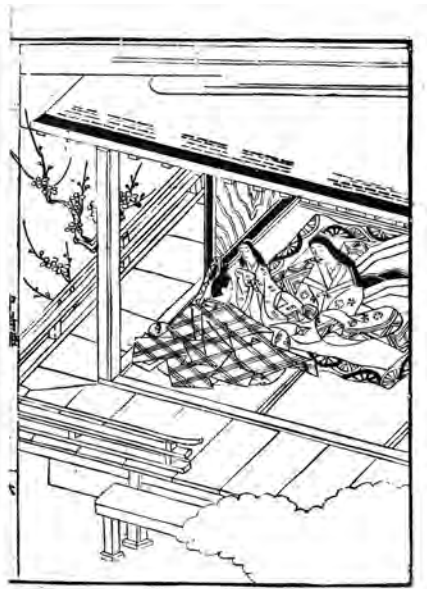
図版(1)右 (二丁ウ)



図版(1)左 (三丁オ)



図版(2) (六丁オ)



図版(3) (九丁オ)



図版(4) (十二丁才)



図版(5) (十五丁才)



図版(6) (十八丁才)



西行公伝の事なり... 中特法寺此女尼傳記終

乙卯三月十日... 中特法寺此女尼傳記終

<p>本朝怪談 諸龍子書 全六冊</p>	<p>魏氏筆譜 魏氏筆譜 全一冊</p>
<p>智恵鑑 全五冊</p>	<p>玉堂先生琴譜 玉堂先生琴譜 全一冊</p>
<p>四書集註 道春親 查撰本</p>	
<p>京都書肆 三乘通新馬場新坂屋仁兵衛</p>	

裏表紙 (見返し)

裏表紙 (表)

